

令和5年第13回教育委員会定例会

開会年月日 令和5年7月7日(金)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫
同 委 員 仲 山 英 之
同 委 員 坂 口 節 子
同 委 員 中 田 尚 代
同 委 員 岡 田 行 雄

議 題

1 陳情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕

2 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

3 報告

(1) 教育長報告

令和5年第二回練馬区議会定例会における一般質問要旨について

令和5年第二回練馬区議会定例会予算特別委員会における質問項目について

練馬区立向山小学校校舎等改築基本設計概要について

練馬区立田柄中学校校舎等改築基本設計概要について

練馬区立練馬東小学校の校舎等改築について

練馬区立豊溪小学校の校舎等改築について

練馬区立石神井南中学校の長寿命化改修について

令和5年度イングリッシュキャンプの実施について

令和5年度練馬区立中学校生徒海外派遣概要について

練馬区立小竹図書館の指定管理者の公募について

指定管理者との協定締結について

指定管理者との協定締結について

令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給について

区立学童クラブ在籍・待機児童数および待機児童対策について

保育所等在籍・待機児童数について

谷原五丁目保育所用地に整備する認可保育所の入園募集および転園の先行受付について

練馬区小学校PTA連合協議会における不適切な会計処理について

その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午後 0時06分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長

教育振興部教育総務課長

同 教育施策課長

同 学務課長

同 学校施設課長

同 保健給食課長

同 教育指導課長

同 副参事

同 学校教育支援センター所長

同 光が丘図書館長

こども家庭部長

こども家庭部子育て支援課長

同 こども施策企画課長

同 保育計画調整課長

同 青少年課長

同 子ども家庭支援センター所長

三 浦 康 彰

櫻 井 和 之

枝 村 聡

杉 山 賢 司

柴 宮 深

唐 澤 貞 信

山 本 浩 司

風 間 浩 也

村 瀬 美 紀

山 崎 直 子

関 口 和 幸

山 根 由美子

佐 藤 重 康

山 口 裕 介

小 島 芳 一

橋 本 健 太

教育長

それでは、ただいまから、令和5年第13回教育委員会定例会を開催する。
本日は傍聴の方がお一人お見えになっている。

こども家庭部長

本日、保育課長については欠席をさせていただいている。
以上である。

教育長

それでは、案件に沿って進めさせていただく。
本日の案件は、陳情1件、協議1件、教育長報告17件である。

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕

教育長

初めに、陳情案件である。
継続審議中の陳情1件については、事務局より、新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。
したがって、本日のところ、継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。
継続審議中の協議1件については、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

(1) 教育長報告

令和5年第二回練馬区議会定例会における一般質問要旨について

教育長

次に、教育長報告である。本日は、17件のご報告をさせていただく。
それでは、報告の 番について説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの説明について、ご質問等があればお願いします。
仲山委員。

仲山委員

1ページのところだが、質問の(1)、それから答弁の(1)に相当するところである。答弁のほうで、小学校教員が都全体で80名不足ということであるが、その中で練馬区は12名欠員が生じていると。他区よりも多いと思うが、その理由は何であるか。

教育指導課長

この割合については、私どもも確かに、全体の中で高い割合を占めているなということで、都のほうにも確認をさせていただいた。教員の配置については、最初は全ての学校に配置できるようにバランスよく配置していくが、全ての教員が一定程度配置されたところで、正規の採用合格者が全部名簿の中から配置が終わってしまった後は、正規ではない、いわゆる免許を持っている人たちに声をかけて配置を進めていくということになる。その場合、立地の条件が合わないとなかなかその地区に配置されないというような状況もある。今回の12名という割合は、その立地的な問題が、その候補者となる方々との中で合わなかったということが一番大きいのではないかと、都のほうから説明を受けているところである。
以上である。

仲山委員

そうすると、練馬区は、今後も同じような理由で欠員が生じる可能性が出てくるのか。

教育指導課長

本来であれば、全ての正規合格者をもってして全ての学校に配置されるというのが通常の見方であるので、そういったことは今後考えにくいと思っている。ただ、教員不足の状況が今後どれだけ続くのかというのは未知数の部分であるが、当然全

ての学校に配置されることが基本で、練馬区だけこのような形になるということは、今後考えにくいと認識している。

以上である。

仲山委員

分かった。どうもありがとう。

教育長

配置が足りないのであるが、今年からとか近年、都教委で取り組んでいることについてもお伺いしたいと思う。

教育指導課長

教員不足の解消については、区はもちろんであるが、本来国や東京都が負っている部分というのが多くある。それで、報道などでもあるが、国は教員の処遇改善、給与の改善であるとか教員定数の改善などに着手して、今検討を進めており、今年度末にはその対策について発表すると伺っている。

それから、東京都は教員を採用する自治体であるので、それがどのような対策を練っているかという、通常であると大学4年生で受験をするわけだが、大学3年生から前倒しで選考ができるようにするとか、または、合格の発表をこれまでよりも1か月程度早くして、ほかの民間企業に採用が決まる前に教員を確保するとか、集団面接を廃止することによって受験者の負担を軽減するとか、または、教員ではなく学生でもなく、民間の社会人の中にも教員免許を持っている方がたくさんいらっしゃるの、そういった方々にも、教員という職に就いてもらうことを想定して、社会人特例選考による年齢の要件緩和や教員経験者で一旦、子育てとか家庭に入られて辞められている方にもう一度戻っていただくような、そういったような働きかけを今はしていると伺っている。

以上である。

教育長

ただいま申し上げたようなところで、特別区教育長会でも議論になっており、まず受ける人が少ない。受ける人が少ないのは、例えば給料とかの処遇が悪いから、それから、結構残業が多いとか、そういうことがあって、それで受ける人が少ないので倍率が低くなっている。この80人、23区27市あって、しかも町村入れたら50以上ある中で、80人のうち12と、15%というのは練馬区としては結構シェアが大きい。

一方で、教員にはなったのだけど、やはりプレッシャーとか様々なことでお辞めになる方も結構若い方でおられる。だから、入る方をできる限り増やすこと、それから、入った方に辞められないようにサポートすること、そちらを一緒に都教委がやっているの、私どもとしても何とかやっているというところが現状である。

いずれにしても、去年50人、今年80人ということで、去年より増えているので、

何とかいい形にというふうに私どもとしても思っているので、よろしく願います。

仲山委員

それに関連して、よろしいか。

教育長

どうぞ。

仲山委員

答弁のすぐその下、(2)のところであるが、「新規採用後3年間で6回の学校訪問を行い」というところがあるが、これは一人の新任の先生に対して3年間で6回ということであるか。

教育指導課長

委員のおっしゃるとおりである。まず、新規採用1年目の教員に対しては、担当のアドバイザーが年に3回、1学期、2学期、3学期とそれぞれ授業を観察して、その後、新規採用の教員に現状とか何か不安に感じていることとか、今後改善していきたいこととか、いろいろ聞き取りをして、そのことを通して心の安定とか不安などを取り除くような、そんなことをしている。それを年に3回して、2年次になったら年に2回、同じことを行う。そして、3年目は年に1回ということで、3年間を通してアドバイザーが6回、一人の教員に対して訪問をし、授業改善や心の安定を図るようにサポートをしていくといったことである。

以上である。

仲山委員

その心の安定、あるいは不安の解消とかいうことに関してはどうなのか。本音を語ってくれているのであろうか。

教育指導課長

やはり、教育アドバイザーという立場は、学校の中の人間では基本的にはないので、かなり第三者的な立ち位置でお話を聞かせてもらえるというような話はアドバイザーから聞いている。また、本音を話せるように、アドバイザーのほうからは自主的に心がけて言葉かけなどを選んでしていると聞いている。

以上である。

仲山委員

分かった。よろしく願います。

教育長

ほかはないか。よろしいか。

どうぞ。

仲山委員

もう1点である。2ページの答弁の(4)のところなのであるが、特別支援学校に在籍する児童生徒への補助について、対象人数や給食費の把握、補助の実施方法等に課題があると。ここは、その課題というのはどういう課題なのだろうか。

学務課長

特別支援学校に在籍する児童生徒の把握方法というところであるが、区内に今3つの特別支援学校があり、区外にも近隣の板橋区に1つある。まず、そのところに何人行っているのかというところを把握する必要がある。その把握方法。また、それぞれの学校で給食が出ているが、それぞれの状況に応じて給食費というのがばらばらな状況である。とあるAという学校では幾らの給食費が出ているのか、Bという学校では幾らの給食費が出ているのか、また、行っている日数によって、その児童生徒がどれぐらいの給食を実際に食しているのかというようなところを、また把握しなくてはならないというところもある。

また一方、区立小中学校の給食費の無償化というところについては、学校のほうに補助を支給しているという形を取っているが、都立学校になるので、そうした方法が取れないというようなところもあり、実際にどういうふうな形で補助をしていくか、確実にそうした児童生徒の保護者に渡していくか、そうした方策というものも検討していかななくてはならないところがあるので、そうした点が一定程度の課題になっているのかなと考えているところである。

以上である。

仲山委員

その課題というのは、今後解決して、それでさらに補助ができるかどうかを検討するという方向で進んでいるのであろうか。

学務課長

こうしたご要望が出てきていることは事実であるので、そうした課題をどのように解決していけるのかを検証した上で、補助を実施していくのか、していないのかを検討してまいりたいというようなところである。

以上である。

仲山委員

よろしく願います。

教育長

ほかにないか。

坂口委員。

坂口委員

4ページに、不登校のことについての質問とお答えが載っている。質問の(3)で、保護者の情報交換とか情報共有とか、そういう場をつくる必要があるという質問に、お答えの中、私は、まさにこういう当事者の親同士がいろいろなことを語り合うことのほうがどれだけ解決になるかということとはよく分かる。非常に関係づくりというのは難しいのではないかと。もともと対人関係が悪くて、子供が困っているという、その保護者はもっとその辺で困っていらっしゃる。

その辺りに、今、お答えの(3)に、保護者を対象として親子で参加できるイベントなど開催をしていると書いてある。具体的にどういうことが知りたい。この方たちが本当に、不登校の親であるという表に出てきて、話し合っている関係をつくって、いい情報交換の会がうまくできればいいなど、それはもう誰でも思うことなのであるが、具体的に、何かすごくうまくいったケースがあったら知りたい。

ちょっと翻って、これはまた別であるけれども、障害の人たちの支援学級に行っている人たちの親子のキャンプというのがたしか、武石でやったとかいうご報告をいただいたこともあるのであるが、そういう本当に親しく悩みを語り合うようなチャンスというのは、当事者にとってうれしいことではないかなと思う。その辺り、教えていただけたらと思う。

学校教育支援センター所長

今、ご質問いただいた、不登校児童生徒の保護者を対象とした保護者の交流についてである。

まず、適応指導教室のほうで保護者会を実施しており、その保護者会の中でご参加いただいた保護者の方には、様々な情報交換をしていただける場を設けている。また、保護者会が始まる前などについても、保護者の方同士、自主的にセンターの入り口の応接スペースなどでお話しされる姿などを見受けられており、そうした機会を通じて、保護者の方が情報交換を通じて、いろいろなご不安や悩みについて共有されているのかなというふうに認識している。

以上である。

教育長

コロナで中断しているが、何かベルデに行ったりするような宿泊の取組はしていなかったか。

学校教育支援センター所長

今、お話にあったとおり、コロナで一時期中断していた事業についてだが、親子で交流できるイベントということで、岩井に親子で参加をして、その中で様々な交流を行っていただけるような事業も実施している。

以上である。

坂口委員

分かった。ありがとう。

教育長

ほかにないか。
岡田委員。

岡田委員

7ページの読み書き障害のことであるが、ここの質問の中に、発達性読み書き障害（ディスレクシア）という障害、このことに対する質問があって、その答弁の中で、社会福祉協議会が作成したガイドということなのだが、6月24日にCocone riホールでちょうど講演会があって、私も参加してきた。

その中に、学校の先生方とか幼稚園の園長さんだとか、何人か顔を見て、結構関心が高く参加していただいているのだなという気持ちで、よかったなというふうに思ったのであるが、まだまだ、この言葉自体が学校の中でもそんなに浸透しているわけでもないかと思う。子供たちにとってみると、こういう障害というのは結構重いものだなと、話で思った。

私の関係している勉強会の子供たちの中にも何人か、この観点から見るといえるようなので、ぜひ先生方に、こういう障害もあって、ユニバーサルデザインの考え方から、いろいろな障害だけではなくて、その特性を考慮した教育活動をもっともっとやっていただきたいというふうに思う。ここの答弁のように、理解啓発を図っていらっしゃるといことなので、さらにこういう理解を深めてやっていただければいいなというふうに思ったところである。

これは質問ではなくて意見なのだが、そういうことでよろしくお願ひしたい。
以上である。

教育長

ほかにないか。
仲山委員。

仲山委員

8ページのところだが、質問の(1)、答弁の(1)に関係する、校庭に釘が残っていたということで、こういう運動会とかだけではないが、大きなイベントをした後、片づけを100%するというのはなかなか難しいと思う。もちろん、その責任者の方がやっているつもりではあると思うのであるが、今回のように、打ち込んだ釘が残っていたというのは、やはりその最後の確認不足だと思うのである。

今一度、そういうイベントをやった後の最後の安全確認をしっかりとやっていただくようお願いしていただきたいなと思う。それから、最後はやはり責任者、運動会の責任者が校長先生だと思うのであるけれども、そういったことをチェックして終わるようにとお願いしたいなと思う。

教育指導課長

今回の釘の問題については、大変丁寧に取り組まなければいけないと、学校のほうでも考えているところである。教育委員会としては、この事件事故が発覚してすぐに、学校での点検というのを指示したところである。

この釘がなぜそもそも学校で放置されてしまうのかと申し上げると、運動会に限らず、日常的な体育とかスポーツテストを行ったりする際に、子供が集まったりする集合の場所の目印になったりとか、ラインを引く際の一つの目印になったりとかということで、釘を打つ機会が多くあるということである。通常、釘にははずらんテープなどを付けて、そこに釘があるということを確認できるようにしているわけで、終わった後は速やかにそれを撤去するということが原則となっている。

ただ、それがなかなか徹底していなかった部分があったので、今回の事故を受けて、そのことを学校で徹底するように指示をしているところである。それで、特に打った釘の数と抜いた釘の数というのを点検するようなことをもって、その徹底を図れるのかなというふうに考えているところである。

以上である。

仲山委員

ありがとう。

教育長

坂口委員。

坂口委員

今のページ、(3)なのだが、私もこのお話を聞いたときに、練馬区はなぜトイレの中に生理用品を置かないのかなと思ったのだが、お答えの(3)を読むと、非常にそれは納得がいく。つまり、そういう機会に子供たちのいろいろな個人的なお話が聞けて、その子供たちの困ったことをもっとほかのことから情報が得られるということもあるという。これはもう少し強調して、置けばいいのに誰でも簡単に思うのであるけれども、そういうきっかけ、子供が下さいと言ってきたときにいろいろな話がそこで聞ける。

今、プライバシーのことは、困っていることやご飯を食べていないということも本当に申し出にくいぐらいの、個人的なことになってしまった。これは少し強調して、こういうときに、養護の先生はいつでも何でも聞いてくださる先生であるというふうなアピールをもう少し子供たちにしたほうがいいかなとか、逆に、(3)は非常に立派な理由であるから、何かいいきっかけになればと思う。

本当に今、子供たちが言わない、親たちもこぼさないというふうな暮らしをしていて、本当はすごく困っているという状況があるので、こういうささやかな日常の必需品を下さいと言うときの子供たちとの話し合いができればいいかなと。そして、(3)のことは本当にそのとおりだと思って、それを少し、何かいい方法で伝えられたらいいなと思った。

以上である。

教育長

ほかはないか。
それでは、報告の 番は以上とさせていただく。

令和5年第二回練馬区議会定例会予算特別委員会における質問項目について
令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給について

教育長

次に、報告の 番だが、報告 番も関連する案件となるので、 番と 番と一緒に説明させていただいて、ご質疑についても一括してお願いしたいと思う。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの説明について、ご質問等があればお願いする。よろしいか。
それでは、 番と 番を終わらせていただく。

練馬区立向山小学校校舎等改築基本設計概要について
練馬区立田柄中学校校舎等改築基本設計概要について

教育長

次に、 と だが、いずれも小中学校の校舎改築の設計についての報告であるので、この 、 については一括して説明をし、ご質疑も一括してお願いしたいと思う。
それでは、説明をお願いする。

学校施設課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの説明について、ご質問等があれば、お願いする。
坂口委員。

坂口委員

教えていただきたいのであるが、向山小学校は校庭に50メートルがようやく取れるということで、中学校の規模と合わせると本当に少人数の学校の規模だろうと思う。5ページのところに、この運動場というのは、オープンスペースの本当に屋根のない運動場なのであるか。それでグリーンの芝生が何かを置くのであるか。第二運

動場みたいなものが屋根の上にあるのであるか。

学校施設課長

こちら、5ページの運動場については、屋上の部分に、これはいわゆる屋根がない屋上の運動場になるけれども、こちらについては学校の要望に応じて、屋上でも運動ができるようにしたいという要望があったので、必要なしつらえをした上で運動場として整備するということである。

以上である。

坂口委員

分かった。それだと思う。これは非常に、私も伺ったことはないが、校庭も狭いのである。ようやく小さなトラックができて、50メートルができたところ、やはり運動場、これは非常に必要ではないかなと思う。私がちょっと勘違いしたのは、この6ページ部分は5ページ左側のほうになるから、ここはオープンなのであるか。

分かった。ありがとう。以上である。

教育長

ほかにないか。

仲山委員。

仲山委員

向山小学校のケースであるけれども、工事期間中、グラウンドがほとんど使えないのであるが、それに代わることはどういうふうに対応するのだろうか。

学校施設課長

向山小学校については、もともとの面積が狭いという部分があり、仮設校舎を建てると、こちらのSTEP2のほうにも書いてあるけれども、ほとんど面積が取れないという部分である。

まず、工事期間中の体育の授業に関しては、体育館のほうは空調機の設置工事等の期間を除き、常時使えるので、そちらで授業を行っていただくと考えている。

また、運動会等の行事に関しては、今後近隣の学校とも調整をした上で、近隣の小中学校のグラウンドをお借りして、行事を行っていくということで調整を行っているところである。

以上である。

仲山委員

休み時間に校庭で遊ぶということもできなくなってしまうので、何かそれに代わる、子供たちが遊べるようなことを考えていただければありがたいと思う。

それから、別の観点であるが、2つの学校とも太陽光発電を設置するというところであるけれども、実際に学校で使う電力のどのくらいを太陽光発電で賄うかというこ

とと、それから、防災拠点としての体育館の空調機のことであるけれども、停電のときの非常電源は何を使うのか、その2点に関して教えていただければと思う。

学校施設課長

太陽光発電については、両校とも今のところ計画容量としては30キロワットアワーを想定しているところである。こちらについては、今、委員もご発言あったとおり、災害時において、体育館の一部の照明であるとか一部のコンセントの利用というところで、例えば、電気が途絶した場合でも復旧するまでのつなぎの期間の利用ということで、有効的な利用法としては考えているというところである。

以上である。

仲山委員

では、充電器を持っているわけであるか。

学校施設課長

太陽光発電と併せて、蓄電池のほうも整備をして、そういった形で電気をためていただくということも考えているところである。

以上である。

仲山委員

先ほどの30キロワットアワーであるが、それは通常のこの小学校で使う電力のどのくらいに相当するのであるか。何割くらい。

学校施設課長

こちらについては、具体的に今、例えば蛍光灯何本分というところについての数字は持ち合わせていないけれども、現状としては、体育館の一部の照明に関しては賄えるという容量である。あと、コンセントの利用というところ、先ほど申し上げたけれども、そういったところでの容量を確保できる分だと認識している。

以上である。

仲山委員

ということは、それほど太陽光に負うわけではないということであるか。何か、もうちょっとその太陽光を、全体を賄うとまではいかななくてもせめて半分くらいは太陽光になればいいと思うのであるが、現状はそこまではいっていないと、そういう計画ではないということであろうか。

学校施設課長

環境面の配慮というところで、太陽光発電というものが重要なツールであると認識している。一方で、太陽光発電については、このパネルがそれなりの重さがある中で、実際にその容量を増やしていくと、重さも増えてくるという部分もあり、現状の

改築校については一定の30キロワットアワーの発電量のパネルを設置しているところである。

一方で、今後その太陽光発電、いわゆる学校の電気を賅うということについて、様々な形、そういったものを考慮していく必要があると。環境に配慮した学校づくりも重要な視点というふうに考えているので、そちらについては担当の部署とも連携しながら、今後の改築校にどういうふうに取り込んでいくかということについては引き続き検討してまいりたいと考えている。

以上である。

仲山委員

よろしく願います。

教育長

ほかにないか。

中田委員。

中田委員

屋上にグラウンドがあるというのは、練馬区の中でほかの学校にもあるのか、初の試みなのかということと、あとはこの体育館空調機をこの機会に設置するというのは、エアコンなどをつけるということなのか、教えてほしい。

学校施設課長

屋上を活用した運動場ということに関しては、これまでも区内でも例があるというふうには認識している。実際に向山小学校についても、屋上を活用しているところの話も聞いたことはある。

それから、体育館の空調であるが、向山小学校については現状、体育館のほうには空調がついていない。今回校舎の改築等に合わせて、体育館についても屋上防水、外壁の改修などといったところを予定している。その一環として空調機も設置をして、環境を整えていくというところで考えている。

以上である。

教育長

よろしいか。

では、岡田委員。

岡田委員

防災の観点からお尋ねしたいのだが、向山小の3ページである。これが1階の平面図になっており、左側に倉庫と防災備蓄倉庫というのがある。これはこれですごくいいなというふうに思ったし、その前の2ページのマンホールトイレというのも多分防災の観点から使うということになるかと思う。今度は田柄中学校のほうで見ると、

3ページのところに1階の平面図がある。これは防災備蓄倉庫ということでは特に記述はないのだが、このちょうど真ん中あたりに大きな倉庫というのがあって、これが防災備蓄倉庫に当たるのかどうかという、そのことが1つ。

それから、先ほどのマンホールトイレについても、田柄中にもマンホールトイレが2ページにあるのだが、このマンホールトイレというのは具体的にどういうものなのかというのを教えていただきたい。

それから、既存の学校で今見学できる場所があれば、ぜひ教えていただきたいということである。

以上である。

学校施設課長

田柄中学校のまず防災備蓄倉庫であるが、こちらは2ページの配置図をご覧ください。グラウンドのさらに南側のところ、体育倉庫と並んで防災備蓄倉庫というところが、字が小さくて恐縮であるけれども、トラックの右下の辺りに防災備蓄倉庫を設ける予定である。これは体育館に近接したところに設置をするということで、こういった計画を立てているものである。

次に、マンホールトイレであるが、いわゆる水道が止まってしまった場合、通常のトイレが使えないといったときに、マンホールのところに仮設のトイレを設置して、そこが下水管と直結をしているので、そこで運用していくという形で進めていくというものである。

こちらについては、先日も関町北小学校を視察していただいたところであるけれども、関町北小学校についても、体育館と特別教室棟の間の通路に、トイレを設置できるマンホールを10個整備しているところである。このように、改築校については対応しているということである。

以上である。

岡田委員

このマンホールトイレというのは、平常では外部から見て、特にここはトイレだと区別がつかないのだろうか。また、例えば今後震災があったときに、もし何か設置するとすると、どなたがこれを作るのかということも教えていただきたい。

学校施設課長

マンホールトイレを設置できる場所については、マンホールのところにそういった表示をしているので、実際の発災時にもすぐに分かるという形になっている。実際にそのマンホールトイレを設置するということに関しては、現状、各小中学校については避難拠点に指定されており、そこで避難拠点運営連絡会等々、これは地域と学校とが共同で運営しているところである。そちらの要員で設置をしていくというふうに認識している。

以上である。

岡田委員

もう一つ、よいか。

教育長

どうぞ。

岡田委員

こだわっているようすまない。このマンホールトイレがある学校というのは今、何%ぐらいの学校が設置しているのか。

学校施設課長

改築校については順次整備しているところである。既存校については、恐縮であるが、今、どの学校まで設置できているのかというのは資料を持ち合わせていないので、後ほど対応させていただく。よろしく願います。

岡田委員

ありがとう。

教育長

中田委員。

中田委員

今のマンホールトイレは、マンホールがあって、そこに仮設のトイレを作ると思う。私も先日、避難拠点のところへ行ったのであるが、意外と学校の先生などはそのある場所を知らなくて、「ここにあるね」という感じで確認した。本当は黄色とか何か、色のはっきりしたもので分かるようにしておかなければいけないということだが、薄れているので、今度またペンを塗るとのことだった。これはどこで誰が何をどういうふうに管理しているのか、お聞かせいただけたらと思う。

学校施設課長

基本的にはその学校に整備されている施設であるので、まずは学校のほうで把握をしていかなければいけないということではあると考えている。

それから、先ほど申し上げた避難拠点運営連絡会という組織がある。そちらは地域の方も入っており、その中で、マンホールトイレの位置というところに関しては、日々訓練であるとかといったところで毎年確認をしているという部分であるので、そういったところで、先ほどちょっと、目印になるようなものが薄くなってきているというお話もあった。そこに関しては適宜対応していきたいと考えているし、そういったところでマンホールトイレの位置を確実に把握できるというところ、それは防災のほうとの関係もあるので、適切に対応していきたいというふうに考えている。

以上である。

坂口委員

参考になる。私の近くに行っている公園の中に、丸椅子が何個か並んでいるのである。ふだんはみんなが休む椅子なのである。いざとなったらそれを開けて、トイレを置くというふうに説明が書いてあったから、なるほどと思って、でもちょっとそれは鋼鉄でできているから、夏なんか熱くて座れないだろうと思うのであるが、でも明らかに防災用というのが分かる公園がある。参考のため。

教育長

よろしいか。
それでは と を終了する。

練馬区立練馬東小学校の校舎等改築について
練馬区立豊溪小学校の校舎等改築について
練馬区立石神井南中学校の長寿命化改修について

教育長

それから、 から についてであるが、いずれも学校の改築・改修・長寿命化等に関わる件であるので、この 、 、 についても一括して説明をさせていただき、ご質疑を一括してお願いしたいと思う。
それでは、説明をお願いします。

学校施設課長

資料に基づき説明

教育長

先ほどの と については、もう既に設計が終わって着手段階ということでご報告した。今回の3件については、これから着手をし、設計を始めるということの説明である。
それでは、何かあったらお願いします。
仲山委員。

仲山委員

プールの改築の件であるが、時々プールの排水口に子供が流されてしまって事故になるということが起きているので、ぜひ、せっかくの改築であるので、安全面に十分配慮した設計をしていただきたいと思います。
以上である。

学校施設課長

プールの安全というところである。こちらについては、関係法令等々で設置の基準、

それからプールの使用というところも決まっているというふうに認識しているので、それに基づいて適切に設置を行っていきたいというふうに考えている。

以上である。

仲山委員

よろしく願います。

教育長

ほかはないか。

岡田委員。

岡田委員

この3校を見ると、建築の年次が昭和35年と37年と、中学校が36年で、小学校のほうは改築なのであるが、中学校のほうが長寿命化改修ということで、この判断の違いの基準というのが何なのかというのを教えていただければと思う。

以上である。

学校施設課長

区立小中学校については、昭和30年代、40年代にかけて人口が急増していく中で、それに対応するため設置をしたというところで、かなり建設年次が近接しているという状況がまず前提である。

その中で練馬区としては、従来、築60年を目途に改築と申し上げてきたけれども、今回、築50年の段階で各小中学校について、60年目からさらに20年間、その使用に耐えられるか、いわゆる長寿命化できるかを、例えば建物の圧縮強度、どれぐらいの圧力に耐えられるか、それから建物の鉄筋のさび具合、それがどれぐらい進んでいるかというところを各校調査して、長寿命化に適する学校については、築60年を目途に長寿命化改修を実施して、さらに築80年まで実施をすると、公共施設等総合管理計画等々で指針を示しているというところである。

今回、石神井南中学校については、長寿命化に適する学校であり、その中で一番古い学校になるというところであるので、今回初めて区として着手をするという部分である。

一方で、練馬東小学校と豊溪小学校については、その長寿命化の調査のときに、長寿命化不適という判断がされたので、今回60年目を迎えたところで改築をするというところである。

付け加えると、こちらのほうはあくまで建物が20年もつかどうかというところの関連であって、現状としては耐震、いわゆる地震に耐えられるかどうかに関しては、Is値と申すけれども、全て基準を満たしているので、耐震に関しては何ら問題がないというところである。

以上である。

教育長

よろしいか。どうぞ。

岡田委員

私が石神井東小学校を卒業して石神井東中学校に上がるときに、石神井南中学校が出来たてで、そこに行くかどうかという、そういうときの学校だったものであるから、今振り返ると随分昔にできた学校なのだと思う。それで今、伺った。すまない。どうもありがとう。よく分かった。

教育長

ほかにないか。よろしいか。

それでは、 から を以上とさせていただきます。

令和5年度イングリッシュキャンプの実施について

教育長

次に、資料8の説明をお願いします。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ご質問等あったらお願いします。

坂口委員。

坂口委員

私たちは去年夏、見せていただいたが、これの成果みたいなものはあるか。目に見えて子供たちが積極的に英語に取り組んでいるとか、何かそういう現場の声というのはどうなのだろうか。ちょっと伺いたいと思う。

保健給食課長

事業実施後に、全て参加した生徒に関してはアンケートを行い、そうした中で、どうだったかということを知っているところであるけれども、基本的に英語に対して興味を持つことができたとか、前向きに取り組もうと考えられるようになったという声が多数を占めているということで、そうした点では目的にも則した効果が出ているというふうに考えている。

以上である。

坂口委員

ありがとう。

教育長

ほかにないか。

岡田委員。

岡田委員

2ページのところで、この参加校は全中学校が参加しているというふうに思ったのであるが、学校ごとに参加者数が少ないと、これは在籍生徒数の違いだろうと思う。参加率でいうと、高いところと低いところと様々かと思うのであるが、低いところの学校で、なぜ低くなるのかという特徴のようなものがもしあったら、教えていただきたい。昨年始まったばかりなので、それを考えたからといってすぐに結論めいたことが言えるというわけではないと思うのであるが、何かそういう分析がもしあったら教えていただければと思う。

以上である。

保健給食課長

ご指摘のとおり、各校ごとに参加率の違いは当然ある。低いところでおおむね50%という学校もあるが、99%という形で、ほとんどの生徒が参加するという学校もある。

その原因についてであるが、おっしゃるとおり、まだ不明である。2年続けて参加率が低いとか、そういった学校が幾つも見られるということはないので、今のところ原因については、正直判明していないところである。

以上である。

教育長

ほかにないか。

仲山委員。

仲山委員

先ほど、アンケートを取ったということだけでも、何か生徒のほうから、こうしたほうがいいのか、そういう改善点に関しての要望があったら教えていただけるか。

保健給食課長

基本的には、事業の中身というか、英会話をしている部分に関しては、非常に英語講師がフレンドリーであったとか、肯定的な意見が非常に多くあった。また、今回変更した暑さの問題などについては、やはり率直に、大変暑かったというようなことを言われているので、そうしたものも加えて、今回変更をしたということである。

以上である。

仲山委員

分かった。

教育長

ほかにないか。

中田委員

私も参加させていただいて、すごく楽しい英語の授業が展開されるのだろうなと思ったのであるが、何かこれを機に、その後にもう一回、このときに携わった人たちが学校訪問とか、そういう形もできたらいいのかなと思った。意見だけである。

保健給食課長

現在のところでは、基本的にこの期間中に交流のあった英語講師などとは、実を言うと、終了後に少なくとも学校が知らないところで連絡を取り合うとかということとは厳重に禁止している。ただ、もちろん、お話のあったように、学校からの要請があって行うということは不可能ではないので、そうした声、またあれば、そのときに検討させていただきたいと思う。

以上である。

教育長

よろしいか。ほかにないか。
それでは、番については以上とさせていただきます。

令和5年度練馬区立中学校生徒海外派遣概要について

教育長

次に、番の説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの説明についてご質問等があったらお願いします。よろしいか。
それでは、気をつけて頑張ってください。

練馬区立小竹図書館の指定管理者の公募について

教育長

それでは、番の説明をお願いします。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの説明についてご質問等があったらお願いします。
よろしいか。それでは、 を終わらせていただく。

指定管理者との協定締結について

指定管理者との協定締結について

教育長

以降、 と であるが、いずれも関連する指定管理者の案件であるので、一括して説明をして、一括してご質疑を受けたいと思う。

では、説明をお願いします。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、 、 についてご質問等があったらお願いします。よろしいか。

それでは、 、 を終了させていただく。

区立学童クラブ在籍・待機児童数および待機児童対策について

教育長

それでは、 については報告 で一緒に報告したので、次に の説明をお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

では、ただいまの説明について、ご質問等があればお願いします。

仲山委員。

仲山委員

待機児童が増えているという現状であるが、これはどういう背景があるのだろうか。

子育て支援課長

まず、一時期、保育園の、「保育園落ちた日本死ね」みたいなことが社会的にすごく問題になって、それでいわゆる保活という、保育園に入るための活動を保護者の方たちが大変頑張ってもらった。その年齢のお子さんたちが学年進行でちょうど小学校に上がるようになってきているということと、あとは社会全体としていわゆる共働きの世帯が非常に増えてきている。数年前まで、大体4人に1人の子供が学童クラブに入っているという状況だったものが、今現在、大体3人に1人の子供が学童クラブに入っているというような状況があるので、そもそも学童クラブは、子供の数が同じだとしても、入会の申請をする方は増える、そういった状況があるかなというふうに考えている。

以上である。

仲山委員

今の話で分かってきた。確認であるが、ということは、希望割合が少子化よりも上回っているという考えであるか。

子育て支援課長

少子化については、今のところは練馬区の小学生が明らかに減っているというところにまだ行っていないというところはあるけれども、いずれにしても学童クラブを利用したいと言っている割合がかなり伸びているというふうには考えている。

以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

ほかはないか。よろしいか。
それでは、の報告を終わる。

保育所等在籍・待機児童数について

教育長

それでは、報告事項 をお願いします。

保育計画調整課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの説明について、ご質問等があればお願いします。
仲山委員。

仲山委員

確認なのであるが、特定園のみ希望という数は、保育施設のどこかに入ろうと思えば入れるにもかかわらず、その保護者の希望で行かないという人であるか。

保育計画調整課長

委員にお話しいただいたとおり、近隣にご利用いただける施設、練馬区の場合は半径2キロ圏という形で設定をさせていただいている。そちらが空いているというようご紹介をさせていただいたが、ご利用のご希望がなかったというご家庭である。以上である。

仲山委員

分かった。

教育長

よろしいか。ほかにあるか。
それでは、 の報告は終了とさせていただきます。

谷原五丁目保育所用地に整備する認可保育所の入園募集および転園の先行受付について

教育長

では次に、 番の報告をお願いします。

保育計画調整課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの説明について、ご質問等があればお願いします。
仲山委員。

仲山委員

2ページの4の保護者の要望を踏まえた対応というところの(3)に「受付終了後、令和6年度に谷原保育園に残ることが確定したクラスについて」という記載があるが、これはクラスなのか。園児ではなくてクラスということであるが、これはどういうことなのか、教えていただけるか。

保育計画調整課長

令和6年度に谷原保育園に残ることが確定したクラスについてのご説明である。この保育園の計画については、令和3年に明らかにしたところであり、その計画が明らかになる前に谷原の保育園に入園することとなった方については、令和8年の閉園まで在籍をすることを可能としているものである。ただ、その方がご希望により新

設園に転園をするということも行っている。ただ、転園する方のご希望が全ての方でなく、1人でも谷原保育園に残るということであれば、そこはクラスのほうが残るところである。

一方、令和5年4月1日に入園された2歳児から4歳児の方については、計画を公表後に令和6年4月1日には新しい園ができるので、転園をしていただくという条件の下で今の谷原保育園に入園をしていただいている。そういう意味では同じクラスに条件の違う方が混在しているというようなところであるが、その中で谷原保育園のほうに残りたいという方がいらっしゃれば、クラスが残るという場合に限ってであるけれども、引き続き在園の希望を受けるといった内容である。

ご説明は以上である。

仲山委員

分かった。では、クラスというのは入園したときに決まったクラスなのであるか。それがさっきの話にもあったように、1人になってもそのクラスは存続することなのか。

保育計画調整課長

現在の2歳児から4歳児までのクラスの方となるので、来年度については3歳児から5歳児のクラスに在籍する方ということになる。

以上である。

仲山委員

分かった。どうもありがとう。

教育長

ほかにないか。よろしいか。

それでは、報告の を終わりとさせていただきます。

練馬区小学校PTA連合協議会における不適切な会計処理について

教育長

それでは、報告の をお願いします。

青少年課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、本件についてご質問等があればお願いします。

坂口委員。

坂口委員

活動一時停止となっているが、小P連自体が今まで年度ごとにきちんとやってきた、いろいろな業務みたいなものもあるのだろう、それに伴う費用もあるのだろう、そういうものはどうしていらっしゃるのでしょうか。例えば、子供たちの体育のけがのときの保険とかはどうしていらっしゃるのでしょうか。

青少年課長

小P連の収入は、各校PTAからの会費が主な収入と伺っている。子供さんがけがをしたときの保険についても、各校PTAの会費から集めたものをこれまで給付していた。今回、昨年度そういった子供さんがけがをした場合の保険については、一部支払いが遅れたものがあったが、今、対策委員会のほうで確認を進めていて、全て支払える算段になっているということは伺っている。

以上である。

坂口委員

では、カバーできているということでもいいわけであるか。小P連という形の活動はまだ中止であるからやっていないという状況であるか。

青少年課長

小P連としては、本事案が収束するまで活動を中止するということであるので、現在のところまで活動は行ってないところである。

以上である。

教育長

ほかにないか。

岡田委員。

岡田委員

今のお話の中で、本事案が収束するまで活動しないという。収束するというのはどういう段階で収束するということになるのであるか。

青少年課長

小P連としては、現在、金銭の返還を最優先に取り組んでいるが、めどがつき次第、真相究明および再発防止の方策を策定すると言っているので、そちらが終わるまでが収束というふうに理解している。

以上である。

岡田委員

もう一つ。

教育長

どうぞ。

岡田委員

2番の区への対応の(3)で、再開できるように支援するということなのであるが、小P連が活動をできるだけ早く再開していただきたいというふうに思うのである。区の方に何か、今回のマスコミ報道で小P連のことでこういう問題があるとか、苦情だとか、様々な意見、そんなようなものがもし寄せられたら、その中の代表的なものを教えていただければというふうに思うのだが。

質問の趣旨としては、心配はしているけれども、ぜひやっていただきたいという、そういう気持ちで、いろいろな区の方が声を寄せていただきたいなというふうには思うのだが、批判も多かったらと思うし、また、もっとちゃんとやれというふうな励ましのようなこともあったかと思うのだが、何かそういう、今後のことについて代表的な意見がもし寄せられたら、教えていただきたいということである。

青少年課長

本事案が明らかになった後、区の方には5件程度、一般区民の方からお問合せがあった。多くはやはり批判的なお声を頂戴して、区との関わりはどうなっているのかであるとか、やはりこういったことを信用ができないというような厳しい声などもいただいているところである。区としては、臨時対策委員会にオブザーバーとして参加していると申し上げたが、日々小P連と連絡を取り、報道機関への対応の方法であるとか、調査委員会の委員の構成はどういったものかいいであるとか、そういった情報提供や助言を行っているところである。

以上である。

教育長

ほかにないか。

仲山委員。

仲山委員

会計担当者による不適切な処理が問題だということは、これは確定したことなのだろうか。そうすると、そこから先のやるべきことは、かなりスピーディーにできるのではないかと思うのであるが、なぜこんなに長引いているのであるか。

青少年課長

まず、金銭の返還というのが全て済んでいないために、小P連が前年度の決算の報告ができないということになっている。そうすると、新しい年度の事業計画が立てられない。それから、新しい役員もまだ選任されていないという状態であるので、一定、整理がつくまで活動を休止しているという状況である。

仲山委員

担当者が不正はもう認めてはいるのであるか。

青少年課長

担当者は認めていて、ご本人も返済の意思をお持ちである。
以上である。

仲山委員

分かった。

教育長

ほかにあるか。

それでは、私ども行政とPTAの関係というのは前もお話ししたが、適度な節度を持った、距離感を持った付き合いというのが行政との関わりである。そういった意味で、オブザーバーと、何か他人行儀のような形になるけれども、相手方との距離感を保ちながら、この状態を何とか打開したいということで、区教委としても全力で取り組ませていただいている。よろしく願います。

その他

教育長

それでは、当方でご用意した報告事項は以上であるが、事務局から何かあるか。

事務局

教育長、事務局である。
現在のところ、ほかはない。
以上である。

教育長

では、委員の皆様方から何かあるか。
ないようであれば、令和5年第13回教育委員会定例会を終了させていただく。